

福岡県スポーツ推進条例
逐条解説

令和2年4月

 福岡県

目 次

前文	．．．．．	P 2
第一章 総則		
第一条	「目的」	P 3
第二条	「定義」	P 4
第三条	「基本理念」	P 6
第四条	「県の責務」	P 8
第五条	「スポーツ選手等の役割」	P 9
第六条	「指導者の役割」	P 10
第七条	「スポーツ団体の役割」	P 11
第八条	「事業者の役割」	P 12
第九条	「国、市町村等との連携」	P 13
第二章 推進計画等		
第十条	「推進計画」	P 14
第十一条	「福岡県スポーツ推進審議会」	P 15
第三章 基本的施策		
第一節 スポーツ活動の推進		
第十二条	「県民参加の促進」	P 16
第十三条	「生涯にわたるスポーツ活動の推進」	P 17
第十四条	「幼児期及び学齢期のスポーツ活動の推進」	P 18
第十五条	「学校におけるスポーツ活動の推進」	P 19
第十六条	「高齢者のスポーツ活動の推進」	P 20
第十七条	「女性のスポーツ活動の推進」	P 21
第十八条	「障がいのある人のスポーツ活動の推進」	P 22
第十九条	「健康の保持増進等」	P 23
第二節 スポーツを推進する人材の育成		
第二十条	「スポーツ選手の育成」	P 24
第二十一条	「指導者等の育成」	P 25
第三節 スポーツを推進する環境づくり		
第二十二条	「スポーツ施設の整備等」	P 26
第二十三条	「スポーツに関する情報の提供」	P 27
第二十四条	「スポーツにおける健全性等の向上」	P 28
第二十五条	「スポーツ活動における事故の防止等」	P 29
第四節 スポーツを通じた地域振興等		
第二十六条	「スポーツを通じた地域間交流の促進等」	P 30
第二十七条	「スポーツを通じた地域経済の活性化」	P 31
第二十八条	「スポーツを通じた国際交流の推進」	P 32
雑則		
第二十九条	「表彰」	P 33
第三十条	「財政上の措置」	P 34
附則	．．．．．	P 35

前文

スポーツは、する人に楽しさと喜びを、見る人と応援する人に勇気と感動を与えるものである。

スポーツは、生涯にわたり心身共に健康で文化的な生活を営む上で大きな役割を果たすものである。

スポーツは、青少年の体力を向上させ、他者を尊重する精神や克己心、規範意識を培い、その健全育成に大きな影響を及ぼすものである。

スポーツは、人々の交流を促進し、地域の一体感や活力の醸成に寄与するものである。本県は、これまで、オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会その他の国際的な規模のスポーツの競技会で活躍する数々の名選手を輩出してきた。

本県は、様々なプロスポーツチームが本拠地を構え、国際的な規模のスポーツの競技会が開催されることで、スポーツを目的に全国から多くの人々が集まり、スポーツを通じた交流が進んでいる。

本県では、子どもから高齢者まで多くの県民がそれぞれの体力や技能、興味、関心、目的に応じてスポーツを楽しみ、体力の向上や健康づくりに取り組んでいる。

このような恵まれたスポーツの環境は、本県の強みである。その強みを生かし、県民のスポーツ活動を活性化することにより地域に活力をもたらし、スポーツの力により活性化した地域がさらにスポーツを支援できる力を発揮する好循環を生み出すため、総合的かつ計画的に施策を推進し、もって県民の心身共に健康で文化的な生活及び活力ある地域社会を実現することを目指し、この条例を制定する。

【解説】

本条では、スポーツ推進条例を制定した目的について定めています。

ここでは、スポーツが持つ効果や役割を鑑み、本条例を制定する背景、趣旨、理念、目的について規定し、条例を制定することの意義や目的、スポーツを推進するための取組の方向性について、県民の皆さんに理解していただけるよう具体的に記述したものです。

第一章 総則

第一条 「目的」

(目的)

第一条 この条例は、スポーツの推進に関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、スポーツの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、総合的かつ計画的に施策を推進し、もって県民の心身共に健康で文化的な生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

【解説】

本条は、前文にあるようにスポーツが果たす役割の重要性を踏まえ、県が果たすべき責務や、スポーツ選手、スポーツに関わる団体等の役割を定め、「県民の心身共に健康で文化的な生活及び活力ある地域社会の実現に寄与する」ために、本県のスポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくという施策の方向性を定めたものです。

なお、本条例は県民の皆さんの権利を制限したり、義務を課したりする内容とする条例ではなく、あくまでも県のスポーツ施策に関する姿勢を、県民の皆さんに示す理念条例となっています。

第二条 「定義」

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 スポーツ 心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得等のために個人又は集団により行われる運動競技その他の身体運動（レクリエーションとして行われる身体運動等を含む。）をいう。
- 二 スポーツ活動 スポーツを行い、若しくは観覧し、又は支えることをいう。
- 三 全国的又は国際的な規模のスポーツの競技会 全国的な規模のスポーツの競技会又はオリンピック競技大会、パラリンピック競技大会その他の国際的な規模のスポーツの競技会をいう。
- 四 スポーツ選手 スポーツの競技会に出場することを目的としてスポーツを行う者（プロスポーツ選手を除く。）をいう。
- 五 スポーツにおける健全性等 スポーツにおける健全性、誠実性及び高潔性をいう。
- 六 プロスポーツ選手 業としてスポーツを行う者をいう。
- 七 指導者 監督、コーチ等スポーツに関する指導及び助言を行う者をいう。
- 八 スポーツ団体 スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体（プロスポーツチームを含む。）をいう。
- 九 プロスポーツチーム プロスポーツ選手が所属し、興行（不特定又は多数の者に見せることをいう。）としてスポーツを行う団体をいう。
- 十 事業者 県内で事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。

【解説】

本条は、本条例で使用する主要な用語について定めたものです。

1 「スポーツ」

スポーツとは、勝ち負けや記録等を競う、いわゆる「競技スポーツ」を表すのみではありません。健康の保持増進、体力の向上、心身の健全な発達を図るために行われる身体運動のほか、レクリエーションとして行われる身体運動や、ジョギング・ウォーキングといった気晴らしや楽しみを目的とした身体活動等、幅広い概念を含んでいます。

2 「スポーツ活動」

スポーツの対象・主体を、スポーツを「する」人の立場に限定的に解釈するのではなく、観客やサポーターとして試合を観戦したり、応援したりするという、スポーツを「みる」活動や、指導者や審判、競技団体の役員やボランティア等として、スポーツをする・みる人を支援する「支える」活動も包含しています。

なお、金銭的な支援については、「支える」活動には含まないものとしています。

3 「全国的又は国際的な規模のスポーツの競技会」

中央競技団体等（全国〇〇連盟、日本●●協会など）が主催する単一種目又は総合競技の全国大会や、世界大会のことです。

- ・単一競技の大会例：日本陸上競技選手権大会、世界卓球荻村杯、世界水泳選手権大会、世界フィギュアスケート選手権大会、ラグビーW杯など
- ・総合大会の例：全国高等学校総合体育大会（インターハイ）、全国健康福祉祭（ねんりんピック）、全国障害者スポーツ大会、アジア大会、ユニバーシアードなど

4 「スポーツ選手」

競技会や記録会などに出場するために、トレーニングを積むアマチュアのスポーツの選手を指します。（プロスポーツ選手は本条第6項に、別に定義しています。）

5 「スポーツにおける健全性等」

スポーツにおける健全性、高潔性、誠実性といった、いわゆるスポーツ・インテグリティを指します。

■スポーツ・インテグリティとは…？

「インテグリティ」とは、高潔さ・品位・完全な状態を意味する言葉です。スポーツにおける「インテグリティ」とは、「スポーツが様々な脅威により欠けることなく、価値ある高潔な状態」を指します。

（独立行政法人日本スポーツ振興センターHP より）

6 「プロスポーツ選手」

県内に在住している、または県内に活動の拠点を置き、スポーツを行うことで収入を得ているスポーツ選手を指しています。

7 「指導者」

プロ・アマを問わず、スポーツのチームや部活動等で、スポーツに関する指導や助言を行う監督・コーチを指します。

8 「スポーツ団体」

県内で活動するスポーツのチームや競技団体のほか、協会や連盟といった統括団体などを指します。

- ・福岡県スポーツ協会加盟競技団体（準加盟含む）及び市町村体育（スポーツ）協会
- ・福岡県障がい者スポーツ協会及び加盟団体
- ・福岡県レクリエーション協会及び加盟団体
- ・福岡県スポーツ少年団及び加盟団体
- ・総合型地域スポーツクラブ（単一競技のスポーツクラブを含む）
- ・福岡県スポーツ振興センター
- ・その他県内各地域で活動しているスポーツ関係団体 等

9 「プロスポーツチーム」

県内に活動の拠点を置き、プロスポーツ選手と契約関係を持ち、興行としてスポーツを行う団体を指します。

10 「事業者」

県内で事業を営む個人事業者（個人事業主、事業を行う個人）と法人や団体を指します。なお、法人格を持つスポーツ団体（株式会社、一般財団法人等）はここに含みます。

第三条 「基本理念」

(基本理念)

- 第三条 スポーツは、県民が生涯にわたって、その適性、興味、関心等に応じて、自主的かつ主体的に親しむことができるよう推進されなければならない。
- 2 スポーツは、青少年の運動能力の向上が図られるとともに、健全な心身が培われ、豊かな人間性がはぐくまれるよう推進されなければならない。
 - 3 スポーツは、障がいのある人が自主的かつ主体的にスポーツ活動に親しむため、障がいの状態に応じて必要な配慮及び支援が行われ、障がいのある人の個性及び能力が発揮され、並びに社会参画に寄与するよう推進されなければならない。
 - 4 スポーツは、スポーツ選手が全国的又は国際的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができる等、その競技水準が向上するよう推進されなければならない。
 - 5 スポーツは、スポーツにおける健全性等が向上するよう推進されなければならない。
 - 6 スポーツは、スポーツ活動における安全の確保が図られるよう推進されなければならない。
 - 7 スポーツは、県民の心身の健康の保持増進が図られるよう推進されなければならない。
 - 8 スポーツは、世代間及び地域間の交流を促進し、地域社会の活性化に寄与するよう推進されなければならない。
 - 9 スポーツは、スポーツに係る国際的な交流を通じて、国際相互理解に寄与するよう推進されなければならない。

【解説】

本条は、県のスポーツの推進に係る施策の基本理念を定めたものです。

- 1 県民の皆さんが、生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、適性や興味、関心等に応じて、スポーツ活動を行うことができるよう定めたものです。(第 12～19 条関係)
- 2 スポーツが青少年の体力の向上はもとより、その健全育成のために重要な役割を果たすことから、特に青少年(18歳に満たない者のこと。)のためのスポーツの推進を定めたものです。(第 14、15 条関係)
- 3 障がいのある人が、スポーツ活動を行う際に必要な配慮を規定したものです。
障害者基本法第 21 条に規定する「国及び地方公共団体は、障害者の文化的意欲を満たし、若しくは障害者に文化的意欲を起こさせ、又は障害者が自主的かつ積極的にレクリエーションの活動をし、若しくはスポーツを行うことができるようにするため、施設、設備その他の諸条件の整備、文化、スポーツ等に関する活動の助成その他必要な施策を講じなければならない」という条項に関連したものです。(第 19 条関係)

- 4 スポーツを行う者の中でも、特に競技としてスポーツを行う者、つまりスポーツ選手を対象とし、その競技力や競技水準の向上を支援することについて定めたものです。(第 20、21 条関係)
- 5 スポーツが持つ道徳的価値や倫理的価値を保持するため、スポーツにおける健全性や誠実性、高潔性といった、「スポーツ・インテグリティ」の向上について定めたものです。(第 24 条関係)
- 6 スポーツ活動を行う県民の皆さんが、安心して安全にスポーツ活動に取り組むことができるよう定めたものです。(第 25 条関係)
- 7 スポーツが体力の維持や向上、精神的なストレスの発散、生活習慣病の予防など、心身の両面にわたる健康の保持増進に資するものとなるよう定めたものです。(第 19 条関係)
- 8 地域におけるスポーツ団体等と協働したスポーツ活動を推進することにより、地域におけるすべての世代の人々がスポーツを通じて交流及び地域間交流をすることを定めたものです。(第 26、27 条関係)
- 9 スポーツを通じた国際交流を推進するよう定めたものです。(第 28 条関係)

第四条 「県の責務」

第四条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、スポーツに関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

【解説】

本条は、本条例に基づいてスポーツの推進に関する施策を推進するにあたり、県の責務について定めたものです。

県は、スポーツの推進に関する施策を推進するにあたり、基本理念にのっとり、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、実施していく責務があることを明記しています。

「スポーツに関する施策を総合的に策定し、及び実施する」とは、スポーツの振興に関する施策は教育、医療、福祉など多方面の分野に関係すること、また、施策は一定の目標を立てて継続的に実施する必要があることから、全体的視野、中長期的視野に立って施策を策定し、着実に実施することを指します。

具体的には、「福岡県スポーツ推進計画」を策定し、全庁を挙げて横断的に計画的に施策を推進していくことを指します。（詳しくは、P14 条例第10条「推進計画」にて解説します。）

第五条 「スポーツ選手等の役割」

第五条 スポーツ選手、プロスポーツ選手、指導者及びスポーツ団体は、スポーツにおける健全性等の向上に努めるものとする。

【解説】

本条は、スポーツ選手、プロスポーツ選手、指導者、スポーツ団体それぞれに共通して期待する役割である「スポーツ・インテグリティの向上」について定めたものです。

1 「スポーツ選手」、「プロスポーツ選手」、「指導者」の役割について

アマチュア選手をはじめ、国際的な大会や、全国規模の大会に出場するスポーツ選手、いわゆるトップアスリートは、県民に夢や希望を与えることができる存在であり、特に、子どもたちにとっては大きな憧れや目標となることから、その模範となるよう努力義務を定めたものです。

本来、未成年に努力義務を課すものではありませんが、近年、10代のアスリートが国際大会で活躍している現状があることや、アスリートが健全性等を遵守しなかった場合、アスリートとしての地位や身分等をはく奪されることもある（ドーピングに関する諸問題）ことから、本条では未成年のアスリートに対しても健全性の向上に対する努力義務を定めることとしています。

また、スポーツの指導者も、指導する過程において「スポーツ・インテグリティ」を遵守するよう努力義務を定めたものです。

2 「スポーツ団体」の役割について

スポーツ庁は、組織のガバナンスやコンプライアンス向上のためにスポーツ庁長官決定を公表し、令和元年6月に中央競技団体に向けて、同年8月に一般スポーツ団体に向けて、「スポーツ団体ガバナンスコードの策定」を求めています。

そのため、中央競技団体は選手に対し、ドーピング教育やコンプライアンス維持等スポーツにおける健全性等の維持・向上のための研修や指導を実施しており、選手は自らスポーツにおける健全性を維持・向上するための行動を実践しています。

本条では、これら競技団体が担う「スポーツ・インテグリティ」向上のための取組について努力義務を定めています。

第六条 「指導者の役割」

第六条 指導者は、スポーツに関する指導及び助言を行う上で必要となる知識及び技能の向上に努めるものとする。

【解説】

本条は、スポーツの指導・助言を行う指導者の役割について定めたものです。

指導者においては、本条例第5条「スポーツ選手等の役割」に定める指導者の役割に加え、競技水準向上のために必要な指導の専門性を高めるほか、スポーツを通じた人間性の育成、スポーツによる事故やケガの防止等のために必要となる知識やコーチングスキル等を向上するよう、努力義務を課すものです。

第七条 「スポーツ団体の役割」

第七条 スポーツ団体は、スポーツの普及及び競技水準の向上に自主的かつ主体的に取り組むよう努めるものとする。

【解説】

本条は、スポーツ団体の役割（努力義務）について定めたものです。

スポーツ団体においては、本条例第5条「スポーツ選手等の役割」に定めるスポーツ団体の役割に加え、その団体が行うスポーツの普及活動、とりわけ、連盟や協会などの統括団体においては、競技力向上のための取組について努力義務を定めたものです。

「普及活動」とは、スポーツ団体が行う競技の普及、いわゆる「する」スポーツの普及だけでなく、その競技のファンを増やすなどの「見る」活動の普及や、指導者や審判、ボランティアなど、その競技を「支える」活動を広げるための人材育成・活用等も含まれます。

第八条 「事業者の役割」

第八条 事業者は、県及び市町村が実施するスポーツの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

本条は、本条例に基づいてスポーツを推進するにあたり、民間事業者に期待される役割について定めたものです。

スポーツの推進にあたり、事業者は従業者の心身の健康の保持増進のために大きな役割を果たすことが期待されることから、県や市町村が実施するスポーツの推進に関する施策に対し協力するよう、その努力義務を定めたものです。

<参考>ふくおか健康づくり県民運動

福岡県では、県民の健康寿命の更なる延伸を目指し、保健・医療関係団体、経済団体、企業、大学、マスコミ、地域団体、行政など、様々な分野の関係団体が一体となって、県民の健康づくりを県民運動として展開します。

■取組の3つの柱と行動目標

①健（検）診受診率の向上

「みんなで受けよう！特定健診・がん検診」を合言葉に、特定健診・がん検診を毎年受診するとともに、家族や隣人、同僚にも健（検）診の受診を呼びかけ、県全体で特定健診受診率70%以上、がん検診受診率50%以上を目指します。

②食生活の改善

「みんなで食べよう！野菜たっぷりもう一皿」を合言葉に、地域の食材を取り入れたバランスのとれた食事に努め、1日350グラムの野菜摂取を目指します。また、1日あたり小さじ約半分（約2グラム）の減塩を目指します。

③運動習慣の定着

「みんなで始めよう！適度な運動」を合言葉に、1回あたり30分以上、週2日以上を目標に、無理のない範囲で運動に取組、その取組を続けます。

第九条 「国、市町村等との連携」

第九条 県は、スポーツの推進に当たっては、国、市町村、県民、スポーツ団体及び事業者との連携に努めるとともに、相互の連携が図られるよう努めるものとする。

【解説】

本条は、県のスポーツを推進するにあたり、県が国及び役割を課しているカウンターパートと連携するとともに、国、カウンターパート同士の連携を促進するように定めたものです。

なお、地方自治法第 245 条「関与の法定主義」に定められるとおり、県と市町村は対等・協力関係であることから、条例で市町村に対し役割や努力義務を課すものではなく、県と市町村が連携しスポーツを推進する旨を定めています。

<参考> 地方自治法 第二百四十五条の二

(関与の法定主義)

第二百四十五条の二 普通地方公共団体は、その事務の処理に関し、法律又はこれに基づく政令によらなければ、普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与を受け、又は要することとされることはない。

第二章 推進計画等

第十条 「推進計画」

(推進計画)

第十条 知事は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）第十条に規定する地方スポーツ推進計画（以下「推進計画」という。）を定めるものとする。

- 2 知事は、推進計画を定めるに当たっては、福岡県スポーツ推進審議会に意見を聴くとともに、県民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 知事は、推進計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表するものとする。
- 4 前二項の規定は、推進計画の変更について準用する。

【解説】

本条は、福岡県スポーツ推進計画の策定について定めたものです。

平成 23 年に制定されたスポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）では、地方自治体は国が定めるスポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるよう努めるものとされています。

このことに基づき、県では平成 24 年度に「福岡県スポーツ推進計画」を策定し、5 年に 1 度見直しを行うこととしています。（現行の計画は、平成 29 年度～令和 3 年度までの後期計画です。）

また、スポーツ基本法では、計画の策定は教育委員会が定めることとされていますが、本県においては、平成 24 年 10 月にスポーツに関する総合企画及び調整業務を知事部局に移管し、全庁的にスポーツの推進に取り組むようにしたことから、知事部局を中心に、教育委員会との共働により計画を策定することとしています。

なお、計画の策定に当たっては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の規定に基づき、教育委員会の意見を聴取することとしています。

<参考> スポーツ基本法第十条 (地方スポーツ推進計画)

第十条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十四条の二第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

第十一条 「福岡県スポーツ推進審議会」

(福岡県スポーツ推進審議会)

第十一条 県に福岡県スポーツ推進審議会（以下この条において「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、前条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理するほか、知事又は教育委員会の諮問に応じ、スポーツの推進に関する重要事項を調査審議する。

3 審議会は、前項に規定する事項に関し、知事又は教育委員会に意見を述べることができる。

4 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

【解説】

本条は、福岡県スポーツ推進審議会の設置について定めたものです。

福岡県スポーツ推進審議会は、スポーツ基本法第31条「都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等」の規定に基づく審議会その他の合議制の機関です。

この審議会は、知事又は教育委員会の諮問に応じて、スポーツの推進に関する重要事項を調査審議するとともに、これに関し必要と認める事項を知事又は教育委員会に建議することとしています。

なお、福岡県スポーツ推進審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、「福岡県スポーツ推進審議会規則」（令和2年福岡県規則第28号）で定めています。

<参考> スポーツ基本法第三十一条

(都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等)

第三十一条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関（以下「スポーツ推進審議会等」という。）を置くことができる。

第三章 基本的施策・第一節 スポーツ活動の推進

第十二条 「県民参加の促進」

(県民参加の促進)

第十二条 県は、県民のスポーツ活動への参加を促進するため、県民のスポーツに対する興味、関心及び理解を深める施策、スポーツ活動への意欲を高める施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

【解説】

本条は、県民の皆さんがスポーツ活動に積極的に参加することができるよう定めたものです。

スポーツ基本法第6条「国民の参加及び支援の促進」では、地方公共団体の努力義務規定を設けています。本県においても、スポーツの重要性を踏まえ、多くの県民がスポーツをする・見る・支えることができるよう、様々な施策を講じることについて定めています。

<参考> スポーツ基本法第六条

(国民の参加及び支援の促進)

第六条 国、地方公共団体及びスポーツ団体は、国民が健やかで明るく豊かな生活を享受することができるよう、スポーツに対する国民の関心と理解を深め、スポーツへの国民の参加及び支援を促進するよう努めなければならない

第十三条 「生涯にわたるスポーツ活動の推進」

(生涯にわたるスポーツ活動の推進)

第十三条 県は、県民が生涯にわたって年齢、性別、障がいの有無等に関わらず、体力、技能、興味、関心、目的等に応じてスポーツ活動に参加することができるよう、多様なスポーツ活動に参加する機会の創出その他の必要な施策を講ずるものとする。

【解説】

本条は、基本理念に基づき、県民の皆さんが、生涯にわたって様々なスポーツに親しむことができるよう、スポーツに参加する機会の創出をはじめ、県が必要な施策を行うことについて定めたものです。

「多様なスポーツ活動」とは、スポーツを「する」ことに限らず、スポーツを「見る」機会や「支える」活動に参加する機会を創出することも含まれています。

また、このような機会を創出するために、県や市町村、競技団体や体育・スポーツ協会などのスポーツ団体等が企画する各種大会・イベントの開催を支援したり、運動部活動の活性化や総合型地域スポーツクラブの設立・育成を支援したりするなど、関係者が一体となって県民の皆さんがスポーツに参加する機会を確保し、提供できるようにします。

第十四条 「幼児期及び学齢期のスポーツ活動の推進」

(幼児期及び学齢期のスポーツ活動の推進)

第十四条 県は、幼児期及び学齢期のスポーツ活動の推進を図るため、幼児期及び学齢期のスポーツ活動の推進に関する普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

【解説】

本条は、子どもの頃に行う体を動かす遊びやスポーツ活動が、生涯にわたるスポーツ活動の基盤となることを鑑み、そのスポーツ活動の推進について定めたものです。

子どもたちの体力が長期的に低下傾向を示していることを踏まえ、幼児期及び学齢期の子どもたちのスポーツ活動を推進するために、スポーツに参加する機会の提供や、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団など、子どもたちがスポーツを行うことができる環境の整備などに必要な施策を講ずることとしています。

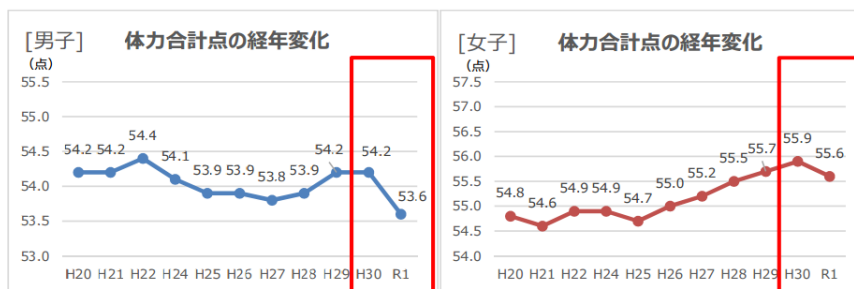
なお、「幼児期」とは、生後1年から満6歳の学齢期に達するまでの時期をいい、「学齢期」とは、満6歳以後の最初の4月1日から満15歳に達した日以後の最初の3月31日までの時期をいいます。

<参考> 令和元年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果

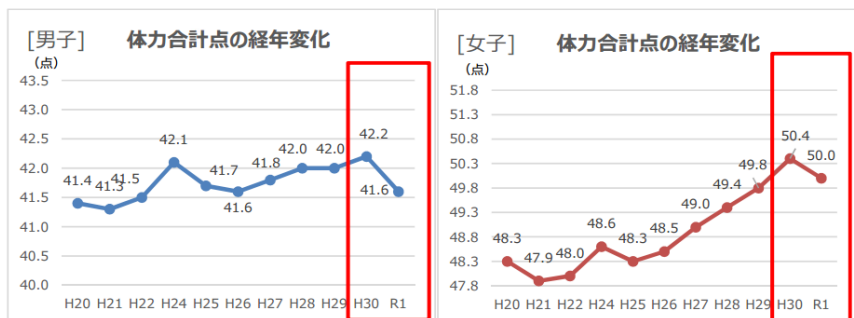
令和元年度の小学校5年生及び中学校2年生（以下「児童生徒」）における体力合計点（各テスト項目に係る得点を合計した点数の平均値。以下同じ。）について、平成20年度の調査開始以降の推移をみると、令和元年度は小・中学生の男女ともに低下しました。小・中学生ともに、女子よりも男子の方が大きく低下しており、特に、小学生男子は過去最低の数値でした。

このことを受け、鈴木スポーツ庁長官は幼児期からの運動習慣の確立や体育の授業改善、地域におけるスポーツ活動の充実などについて検討するとしています。

小学生



中学生



(出典 スポーツ庁)

第十五条 「学校におけるスポーツ活動の推進」

(学校におけるスポーツ活動の推進)

第十五条 県は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校におけるスポーツ活動の推進を図るため、教員の資質向上のための研修、地域におけるスポーツ活動を担う人材の活用その他の必要な施策を講ずるものとする。

【解説】

本条は、学校におけるスポーツ活動を推進するために必要な施策を講ずることについて定めたものです。

ここでいう学校とは、公立・私立を問わず、小学校、中学校、義務教育学校（小学校課程から中学校課程まで義務教育を一貫して行う学校のこと）、高等学校、中等教育学校（中学校などにおける教育と高等学校などにおける教育を一貫して行うシステムをとる学校のこと）、特別支援学校をいいます。

前条のうち、特に学校における体育や運動部活動等の充実を図るため、教員の資質向上のための指導者研修会の充実、各学校での指導方法の研究や指導技術の伝達等の研修を充実させることなどがあげられます。

また、地域におけるスポーツ活動を担う人材の活用（部活動指導員や外部指導者等）のために必要な施策を講ずることについて定めたものです。

第十六条 「高齢者のスポーツ活動の推進」

(高齢者のスポーツ活動の推進)

第十六条 県は、健康寿命を延伸し、高齢者が生きがいをもって豊かな生活を営むことができるよう、高齢者のスポーツ活動の推進に関する普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

【解説】

本条は、高齢者のスポーツ活動を通して、健康づくり、仲間づくり、生きがいづくりを推進し、健康寿命を延伸することができるよう必要な施策を講ずることについて定めたものです。

高齢者の皆さんが健康な生活を送ることができるよう、生活習慣病の予防や要介護状態の予防に効果的なスポーツやレクリエーション活動に関する情報提供を行うほか、スロージョギングに代表される健康運動に関する指導者の育成を図ることなどがあげられます。

また、ねんりんスポーツ・文化祭の開催や、全国健康福祉祭（通称：ねんりんピック）に出場する選手への支援等を行い、高齢者のスポーツ活動を盛んにする施策を実施していきます。

第十七条 「女性のスポーツ活動の推進」

（女性のスポーツ活動の推進）

第十七条 県は、女性のスポーツ活動の推進を図るため、指導者及び女性のスポーツ活動の推進に寄与する人材の育成、女性のスポーツ活動の普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、女性の身体的又は生理的な特徴に鑑み、女性のスポーツ選手が医学的かつ科学的な知識に基づいた支援を受けることができるよう必要な施策を講ずるものとする。

【解説】

本条は、女性のスポーツ活動を推進するために必要な施策を講ずることについて定めたものです。

平成 29 年に実施した「県民の運動・スポーツに関する調査」では、県内の 20 代～40 代の女性のスポーツ実施率が低く、その原因として、結婚、妊娠、出産、育児など、女性を取り巻く社会的背景を理由に、スポーツ活動を行う時間がないとの結果が出ています。また、女性アスリートは、女性アスリートの三主徴（利用可能エネルギー不足、無月経、^{こつそそうしょう}骨粗鬆症）と呼ばれる女性特有の健康管理上の諸問題があるといわれています。

このことから、第 1 項では、女性のスポーツ活動を推進するために必要な施策について定め、第 2 項ではそのうち、女性アスリートが、身体的及び生理的な特徴を踏まえた支援を受けることができるよう定めたものです。

なお、指導者等とは、監督、コーチをはじめ、競技団体の役員、ボランティアなど、スポーツ活動を支える人材のことを指し、女性の競技役員など、スポーツ活動に携わる女性を増やすことなどを目指すこととしています。

第十八条 「障がいのある人のスポーツ活動の推進」

（障がいのある人のスポーツ活動の推進）

第十八条 県は、障がいのある人のスポーツ活動の推進を図るため、障がいのある人の競技水準向上のための取組、障がいのある人のスポーツ活動に携わる人材の育成その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、障がいのある人のスポーツ活動に対する理解を深めるために必要な広報及び啓発を行うとともに、障がいのある人及び障がいのない人が共にスポーツを楽しみ、並びに互いを理解し、及び尊重しつつ、体を動かす喜びを感じることができる機会を提供するために必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、障がいのある人が安全にかつ安心してスポーツ活動を行うことができるよう、利用しやすい施設の整備、福岡県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例（平成二十九年福岡県条例第十一号）第二条第五号に規定する合理的配慮の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

【解説】

本条は、障がいのある人のスポーツ活動を推進するために必要な施策を講ずることについて定めたものです。

第1項は障がいのある人のスポーツ活動を推進するための施策について定めたもので、障がい者アスリートを発掘・育成する取組や、障がい者スポーツの指導者・審判などの人材を育成する取組を進めることを目指します。

第2項は、障がいのある人も、障がいのない人も、一緒になってスポーツに親しむために必要な施策について定めたものです。本県では、一般社団法人福岡県障がい者スポーツ協会と連携し、福岡県民体育大会において、障がいのある人とない人がともに同じ大会で競技を行うことができるような大会運営を行っています。

第3項では、「福岡県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例」第9条に定める合理的配慮の提要について述べたもので、県が有するスポーツ施設等で合理的配慮を提供するための施策を講ずることを定めています。

<参考> 福岡県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例 第九条 （事業分野別の合理的配慮等）

第九条 県は、前条の規定の趣旨が、障がいのある人の日常生活又は社会生活において広く実現されるよう、次に掲げる分野ごとに、不当な差別的取扱い及び合理的配慮の提供に当たり特に配慮すべき具体的事項について情報を集積し、当該分野に携わる事業者及び行政機関等に対する必要な情報の提供及び啓発を行わなければならない。

- 一 障がい福祉事業、介護保険事業、保育事業その他の福祉サービスの分野
- 二 医療の分野
- 三 労働及び雇用の分野
- 四 教育の分野
- 五 スポーツ、レクリエーション及び文化活動の分野
- 六 多数の者の利用に供される建築物の利用の分野
- 七 公共交通機関の利用の分野
- 八 不動産の売買、交換、賃貸借その他の不動産取引の分野
- 九 多数の者に対する情報の提供及び意思表示の受領の分野
- 十 前各号に掲げるもののほか、商品、サービス及び役務の提供の分野その他障がいのある人の日常生活又は社会生活に関わりのある分野

2 県は、前項の規定による情報の提供及び啓発を行おうとするときは、障がいのある人その他の関係者から意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならない。

第十九条 「健康の保持増進等」

(健康の保持増進等)

第十九条 県は、スポーツを通じた県民の健康の保持増進、疾病予防等を図るため、運動習慣の定着に向けた取組、適切な情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

【解説】

本条は、本条例第3条「基本理念」第7項、第13条「生涯にわたるスポーツ活動の推進」及び第16条「高齢者のスポーツ活動の推進」の規定に基づき定めたものです。

スポーツを行うことは、健康の保持増進、疾病の予防、介護予防等に果たす役割が大きいことから、県民の皆さんの運動習慣の定着のための取組や、適切な情報を提供することなど、健康の保持増進のために必要な施策を講ずることを定めたものです。

前述（P12 第8条「事業者の役割」参照）の「ふくおか健康づくり県民運動」では、取組の3つの柱の一つに「運動習慣の定着」を掲げており、1回あたり30分以上、週2日以上を目標に、無理のない範囲で運動に取組、その取組を続けることを目標としています。

第二節 スポーツを推進する人材の育成

第二十条 「スポーツ選手の育成」

(スポーツ選手の育成)

第二十条 県は、スポーツ選手が全国的又は国際的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツ選手の計画的な育成、スポーツに関する医学的かつ科学的な知識の活用その他の必要な施策を講ずるものとする。

【解説】

本条は、福岡県タレント発掘事業に代表されるアスリートの計画的な発掘・育成に必要な施策と、競技水準の向上のための環境整備について定めたものです。

なお、ここでいうスポーツ選手は、障がい者スポーツの選手も含まれます。

<参考> 福岡県タレント*発掘事業

子どもたちがスポーツに触れ合う機会や世界で活躍できる機会をつくることを目的とし、子どもたちの能力とスポーツへの可能性を「見つけ」、「育て」、「活かす」事業です。2004年から全国初の取組として実施しています。

福岡県タレント発掘事業は、3つのプログラムにより構成されています。

(1) 「見つける」：セレクトプログラム

県内の10歳～13歳男女を対象に測定会を実施し、スポーツへの可能性を見つける。

(2) 「育てる」：能力開発・育成プログラム

知的プログラム、特別プログラム、保護者サポートプログラムなどがあり、特異な能力を伸ばし、潜在する力を引き出す。

(3) 「活かす」：パスウェイプログラム

中学・高校から実施する競技を運動能力や形態特性などの情報と各競技団体の評価を基に、トップアスリートとして世界で活躍できる可能性が高い競技を見つける。

*タレントとは…「才能」や「素質」といった意味があり、子どもたちの中に潜在するスポーツで活躍できる可能性を表現しています。

第二十一条 「指導者の育成等」

(指導者の育成等)

第二十一条 県は、指導者等の育成及び資質の向上並びにその活用その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、優秀なスポーツ選手及び優秀な指導者等が、その能力を幅広く社会に生かすことができるよう必要な施策を講ずるものとする。

【解説】

本条は、スポーツの指導・助言を行う指導者の育成と活用について定めたものです。

第1項は、スポーツに携わる者の育成と、その資質向上と活用について定めたものです。ここでいう「指導者等」とは、指導者が定義する監督やコーチのほか、審判やボランティア、協会等の役員などがそれにあたります。

第2項は、県を代表するような優秀なスポーツ選手や指導者のデュアルキャリアやセカンドキャリアを支援するための環境を整備することについて定めたものです。

平成24年に策定された国のスポーツ基本計画では、アスリートのデュアルキャリアについて触れており、その考え方についての理解促進を図るとともに、制度や支援体制を整備していく動きが国家レベルで始まっています。

<参考> セカンドキャリアとデュアルキャリア

■セカンドキャリア

アスリートとしての競技人生を引退し、「第二の人生における職業」に就き、そのキャリア向上に取り組むことをいいます。引退後に就職活動を行うため、就業のための条件面が高いことや、応募企業数が少ないことなどの課題があります。

■デュアルキャリア

現役アスリートとしての競技活動と社会人として働くこと両方をメインとして、どちらも並行して取り組むことをいいます。アスリートとしての競技人生引退後は、その期間のキャリアを活かし、さらに社会人としてのキャリア向上に取り組むことができるため、引退後の経済的不安の解消を図ることができます。

第三節 スポーツを推進する環境づくり

第二十二条 「スポーツ施設の整備等」

(スポーツ施設の整備等)

第二十二条 県は、スポーツ施設の整備に努めるものとする。

- 2 県は、県民がスポーツ施設を安心して利用できるよう、スポーツ施設の安全の確保、利便性の向上等に努めるものとする。
- 3 県は、県が有する学校、公園及びスポーツ施設をスポーツ活動の場として有効に活用できるよう、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

【解説】

本条は、スポーツ活動を推進するための場として、県が有するスポーツ施設の整備やその活用を推進することについて定めたものです。

本条例第18条「障がいのある人のスポーツ活動の推進」第3項に定める「合理的配慮の提供」から、障がいのある人がスポーツ施設を利用する際の安全の確保や利便性の向上についても定めています。

また、スポーツ施設以外にも、教育委員会が行う「学校開放事業」として利用提供している県立学校の体育・スポーツ施設や、県立の自然公園の遊歩道の整備等、県が有する施設等の有効活用についても定めるものです。

第二十三条 「スポーツに関する情報の提供」

(スポーツに関する情報の提供)

第二十三条 県は、スポーツの推進を図るため、県民等に対してスポーツに関する情報の提供を行うものとする。

【解説】

本条は、県が実施するスポーツの推進に関する施策や取組について、県民に向けて広く情報を提供することについて定めたものです。

県民の皆さんがスポーツを「する・参加する」ことに限らず、スポーツを「みる」こと、「支える」ことに関する情報を、インターネットをはじめとする様々な手法で積極的に発信し、スポーツと県民の皆さんとの距離を近づけ、県民の皆さんがスポーツと関わるきっかけを作ります。

第二十四条 「スポーツにおける健全性等の向上」

(スポーツにおける健全性等の向上)

第二十四条 県は、スポーツにおける健全性等の向上を図るため、体罰、暴力その他ハラメント行為の防止のために必要な施策を講ずるものとする。

【解説】

本条は、条例第2条「定義」で定めるスポーツ・インテグリティの向上に関することを定めたものです。

「インテグリティ」とは、高潔さ・品位・完全な状態を意味する言葉で、スポーツにおける「インテグリティ」とは、「スポーツが様々な脅威により欠けるところなく、価値ある高潔な状態」を指します。

具体的には、指導者による暴言、暴力、体罰などを防ぐための指導者研修や、スポーツ団体におけるコンプライアンス遵守のための研修など、スポーツ関係者の倫理的逸脱事例をなくすための取組などがあげられます。

<参考> スポーツ団体ガバナンスコード

スポーツ庁は2018年、「スポーツ・インテグリティの確保のためのアクションプラン」を取りまとめ、スポーツ団体が遵守すべき原則・規範を定めた「スポーツ団体ガバナンスコード」の制定と公表をすすめました。

スポーツ団体ガバナンスコード (中央競技団体向け)		スポーツ団体ガバナンスコード (一般スポーツ団体向け)	
原則1	組織運営等に関する基本計画の策定・公表	原則1	法令等に基づいた団体運営及び事業運営
原則2	適切な組織運営を確保するための役員等の体制の整備	原則2	組織運営に関する基本方針の策定、公表
原則3	組織運営等に必要な規定整備	原則3	暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底
原則4	コンプライアンス委員会設置	原則4	公正かつ適正な会計管理
原則5	コンプライアンス強化のための教育の実施	原則5	法令に基づく情報開示と組織運営の透明性の確保
原則6	法務、会系統の体制の整備	原則6	競技団体向けガバナンスコードの順守状況の自己説明、公表
原則7	適切な情報開示		
原則8	利益相反の適切な管理		
原則9	通報制度の構築		
原則10	懲罰制度の構築		
原則11	選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適切な解決		
原則12	危機管理及び不祥事対応体制の構築		
原則13	地方組織に対するガバナンス等向上のための指導・助言		

第二十五条 「スポーツ活動における事故の防止等」

(スポーツ活動における事故の防止等)

第二十五条 県は、スポーツ活動による事故、外傷、障がい等を防止し、及びこれらの軽減を図るための啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

【解説】

本条は、スポーツ活動における事故の防止等について必要な施策を講ずることについて定めたものです。

スポーツを「する」中での事故、けがの防止はもちろん、スポーツを「見る」こと、「支える」ことについても、事故やけがの防止のために、指導者や競技者への研修会の開催や、競技団体・スポーツ施設等への啓発などの施策を講ずるものです。

第四節 スポーツを通じた地域振興等

第二十六条 「スポーツを通じた地域間交流の促進等」

(スポーツを通じた地域間交流の促進等)

第二十六条 県は、地域間交流及び住民相互の交流の促進を図るため、市町村等が行うスポーツを活用した取組への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。
2 県は、全国的又は国際的な規模のスポーツの競技会等を誘致し、及び開催し、並びにスポーツの強化合宿等を誘致するために必要な施策を講ずるものとする。

【解説】

本条は、スポーツを通じた地域の活性化のために必要な支援や取組について定めたものです。

第一項では、市町村や市町村の体育・スポーツ協会など、スポーツ関係団体が行う取組に対し、県が支援していくことについて定めたものです。

また、2019年に福岡でも開催されたラグビーワールドカップ2019大会は、国内外から多くの観戦者が集まり、地域経済が元気になりました。第二項では、今後もこのような大規模な大会の誘致・開催や、それに伴う合宿等を誘致し、地域経済を活性化させる手段とするよう定めたものです。

<参考> 地域スポーツイノベーションカレッジ

県内60市町村すべてのスポーツ担当者や地域振興の担当者を対象に、地域スポーツの政策立案や活性化のノウハウを習得し、地域スポーツ活性化のためのネットワークの構築を図る事業です。

本県スポーツ振興の重要な施策の一つであり、地域のスポーツをより元気にするため、県と市町村の意識や思いの共有化を図る重要な場として開催しています。

第二十七条 「スポーツを通じた地域経済の活性化」

(スポーツを通じた地域経済の活性化)

第二十七条 県は、スポーツ産業の振興をはじめとするスポーツを通じた地域経済の活性化を図るため、事業者等への情報提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

【解説】

本条は、スポーツを通じた地域経済の活性化について必要な施策を講ずることを定めたものです。

スポーツ産業（スポーツ用具の生産販売やフィットネスクラブなど）のほか、スポーツと地域が持つ様々な資源や施策（観光、健康、食、福祉等）を掛け合わせ、地域経済の活性化につなげるよう施策を講ずることを定めたものです。

そのほか、指導者のプロ化など、スポーツそのものが成長産業となるよう必要な施策を講ずるよう定めたものです。

第二十八条 「スポーツを通じた国際交流の推進」

(スポーツを通じた国際交流の推進)

第二十八条 県は、国際相互理解の増進に寄与するため、スポーツを通じた国際交流その他の必要な施策を講ずるものとする。

【解説】

本条は、スポーツを通じた国際交流を推進するために必要な施策を講ずることについて定めたものです。

福岡県でも開催されたラグビーワールドカップ 2019 大会のレガシーとして行われているアジアラグビー交流フェスタや、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会でのホストタウン交流を踏まえ、スポーツを通じた草の根の交流が推進されるよう、必要な施策を講ずるよう定めています。

第四章 雑則

第二十九条 「表彰」

(表彰)

第二十九条 知事は、スポーツにおいて顕著な成果を収めたもの及びスポーツの振興に寄与したものを表彰することができる。

【解説】

本条は、スポーツにおいて顕著な成績を収めた個人・団体や、スポーツの振興に寄与した個人・団体を表彰することについて定めたものです。

表彰は福岡県スポーツ顕彰規定に基づき、福岡県民スポーツ栄誉賞や、スポーツ功労者表彰を授与しています。

第三十条 「財政上の措置」

(財政上の措置)

第三十条 県は、スポーツの推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

【解説】

本条は、本条例で定める基本的施策を実施するために必要な財政上の措置について定めるものです。具体的な事業に係る予算措置については、その必要性や妥当性を十分に検討したうえで、財政状況を踏まえつつ個別に決定されます。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に定められている推進計画は、第十条第一項の規定により定められた推進計画とみなす。

3 この条例の施行の日の前日において、福岡県スポーツ推進審議会条例（平成二十四年福岡県条例第五十号）の規定により設置された福岡県スポーツ推進審議会の委員は、この条例の施行の日をもって、別に辞令を用いなくてこの条例の規定により設置された福岡県スポーツ推進審議会の委員に任命されたものとする。

(福岡県スポーツ推進審議会条例の廃止)

4 福岡県スポーツ推進審議会条例は、廃止する。

【解説】

本条は、本条例の附則事項を定めたものです。

第1項は、本条例の施行期日について定めています。

第2項、第3項は、本条例の施行に合わせ、すでにある推進計画と福岡県スポーツ推進審議会の委員の措置について定めたものです。

第4項は、本条例の制定に合わせ、福岡県スポーツ推進審議会条例を廃止することについて定めたものです。